

法人インターネットバンキング不正使用にかかる被害補償規定

(目的)

第 1 条

本規定は、小浜信用金庫（以下、「当金庫」という。）の「はましんWEB－FBサービス」および「はましんインターネットバンキングサービス」（以下、「インターネットバンキングサービス」という。）を契約の法人の方がID・パスワード等を盗難され、かつ、契約者以外の者に不正使用されたことによって被る損害について当金庫が行う補償について定めます。

(補償の範囲)

第 2 条

補償の範囲は、インターネットバンキングサービスにおいて、第三者が盗取した番号等を用いて行った不正な振込等（以下「不正送金」といいます。）の当該不正送金額のうち回収できなかった金額およびこれらにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「不正送金にかかる損害」といいます。）とします。

(補償の対象期間)

第 3 条

お客さまから当金庫へ不正送金の被害に関する通知が行われた日の前日から起算して30日前から受理日までの31日間に行為された不正送金にかかる損害が対象となります。

(補償の限度額)

第 4 条

1 契約者につき年間3,000万円を補償限度額とします。
なお、年間とは、5月1日から翌年4月30日までとします。

(補償をしない場合)

第 5 条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には、補償を行いません。

- (1) 不正送金が第三者との共謀またはお客さまの故意または重大な過失により行われた場合。
- (2) お客さまが他人に強要されて行った不正送金の場合。
- (3) 会社関係者の犯行であることが判明した場合。
- (4) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合の、当金庫へのすみやかな報告および警察へのすみやかな通報がされなかった場合、および、お客さまが、被害状況についての当金庫または警察に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (5) 戦争や内乱その他これらに類似の事変、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

(重大な過失となりうる場合)

第 6 条

前条(1)項における重大な過失となりうる事例は、以下のとおりです。

- (1) 容易にセキュリティ対策を導入・実施できるにも関わらずセキュリティ対策を実施しなかった場合。
- (2) 正当な理由なく、他人に I D・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易に乱数表やトークン等を渡してしまった場合。
- (3) インターネットバンキングサービスに使用するパソコン（以下、「パソコン」といいます。）にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（O S）やウェブブラウザ等を使用していた場合。
- (4) パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、I D・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。
- (5) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、不用意に I D・暗証番号等を入力してしまった場合。
- (6) 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用していた場合。（「はましんW E B－F Bサービス」をご利用の場合。）
- (7) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

（補償の減額）

第 7 条

お客さまの過失として補償の減額となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) パソコンに関して、当金庫が指定している推奨環境の基本ソフト（O S）およびウェブブラウザを使用していなかった場合、もしくは使用していたが、最新の状態に更新していなかった場合。
- (2) パソコンにセキュリティ対策ソフト（当金庫が提供している「Rapport」または市販のセキュリティ対策ソフト）を導入していなかった、もしくはセキュリティ対策ソフトを導入はしていたが、最新の状態に更新したうえで稼働していなかった場合。
- (3) ワンタイムパスワードを利用していなかった場合。（「はましんインターネットバンキングサービス」をご利用の場合。）
- (4) インターネットバンキングサービスに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合。
- (5) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。
- (6) その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合。

（補償の除外）

第 8 条

不正送金が、お客さままたはお客さまと同視できる第三者に振込が行われている場合には、この振込を行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客さまが、不正送金を行った者から不正送金にかかる損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（その他）

第 9 条

当金庫が本規定に基づいて調査を行う場合、当金庫から損害保険会社に当金庫が有するお客さまに関する情報を提供することがあります。また、損害保険会社の職員による調査が実施される場合があります。

第 10 条

当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗

取された番号等により不正送金を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 1 1 条

当金庫の都合により、当金庫の定める方法（ホームページの掲載等）でお客さまに周知することにより、補償の取扱いを中止または変更することがあります。

第 1 2 条

この規定に定めのない事項については、「はましんWEB－FB（法人インターネットバンキング）サービス利用規定」および「はましんインターネットバンキング利用規定」により取扱います。

以上

（平成 27 年 6 月 25 日現在）